

平成29年度当初予算（案）

資料1

1 一般会計

歳入歳出総額 16億7,729万3,000円(前年度比 +1億8,363万7,000円 +12.3%)

【歳入】

(単位：千円)

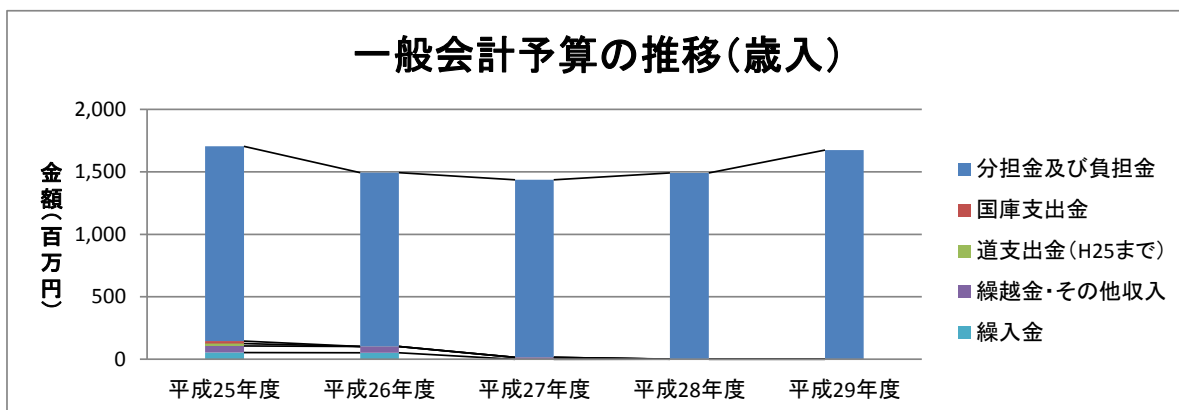
科目名	本年度予算	前年度予算	比較	備考
分担金及び負担金	1,673,739	1,489,644	184,095	市町村事務費負担金 ・医療会計事務費分の増
国庫支出金	819	897	▲ 78	運営協議会運営経費
繰入金	1	0	1	財政調整基金繰入金
繰越金	1	1	0	
その他収入	2,733	3,114	▲ 381	利子収入、雑入
合計	1,677,293	1,493,656	183,637	

【歳出】

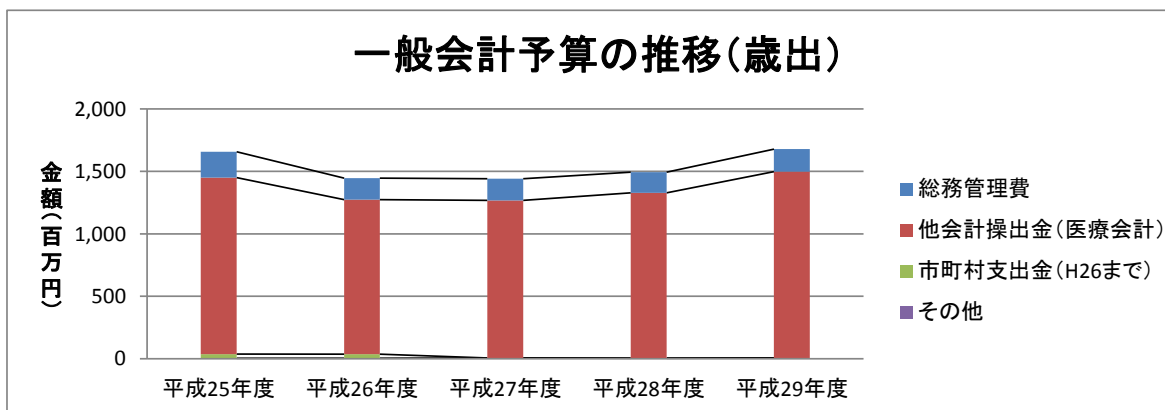
(単位：千円)

科目名	本年度予算	前年度予算	比較	備考
議会費	3,347	3,431	▲ 84	議員費用弁償等
総務管理費	180,316	164,991	15,325	職員人件費、広報事業費等
選挙費	223	89	134	選挙管理委員報酬等
監査委員費	371	337	34	監査委員報酬等
公債費	25	35	▲ 10	一時借入金利子
他会計繰出金(医療会計)	1,492,009	1,323,772	168,237	・医療会計事務費分の増
償還金及び還付加算金等	2	1	1	国庫支出金等返還金
予備費	1,000	1,000	0	
合計	1,677,293	1,493,656	183,637	

一般会計予算の推移(歳入)



一般会計予算の推移(歳出)



2 後期高齢者医療会計

歳入歳出総額 8,349億2,097万円(前年度比 +185億1,382万円 +2.3%)

【歳入】

(単位：千円)

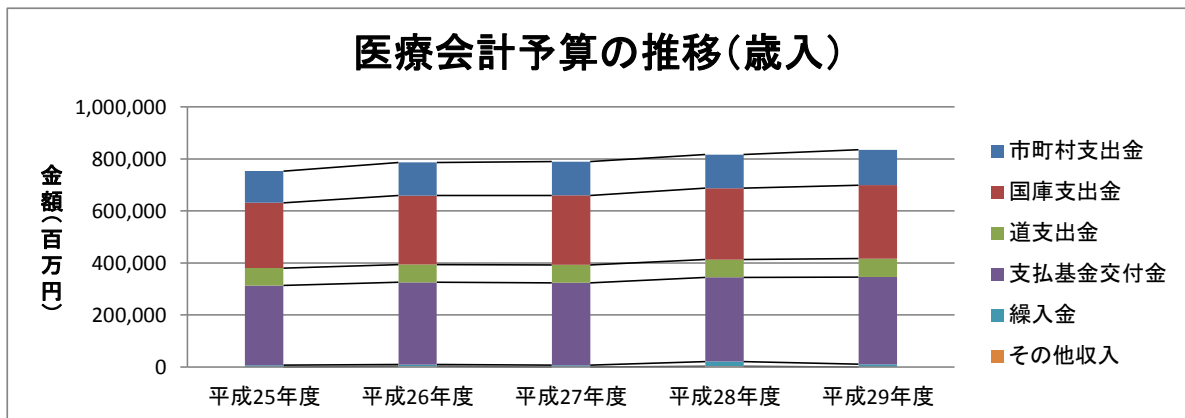
科目名	本年度予算	前年度予算	比較	備考
市町村支出金	135,588,148	128,987,748	6,600,400	保険料、療養給付費負担金等
国庫支出金	282,986,103	274,393,313	8,592,790	療養給付費負担金、調整交付金等
道支出金	70,700,022	68,199,610	2,500,412	療養給付費負担金等
支払基金交付金	335,134,044	324,012,495	11,121,549	現役世代からの支援金
特別高額事業交付金	211,210	165,014	46,196	
繰入金	10,255,452	18,338,081	▲ 8,082,629	一般会計及び基金繰入金
繰越金	1	2,238,527	▲ 2,238,526	前年度繰越金
その他収入	45,990	72,362	▲ 26,372	利子収入、雑入
合計	834,920,970	816,407,150	18,513,820	

【歳出】

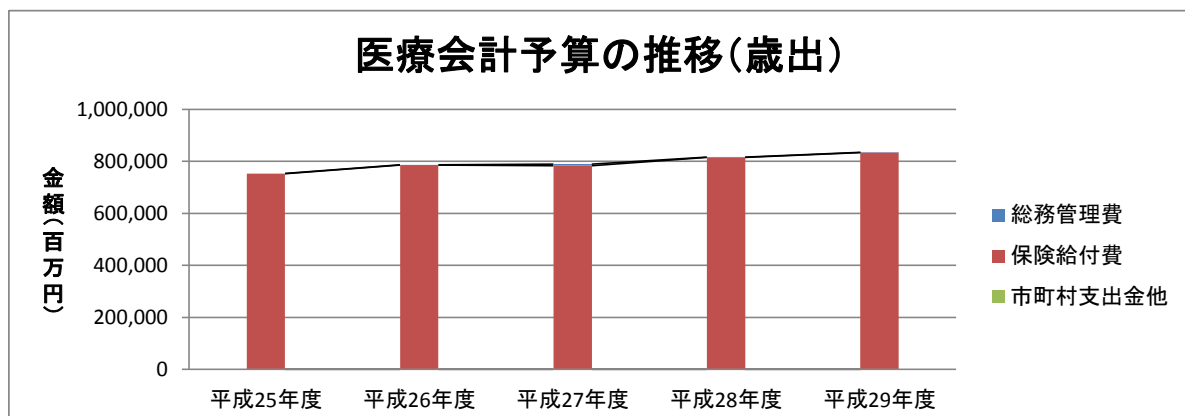
(単位：千円)

科目名	本年度予算	前年度予算	比較	備考
総務管理費	1,407,495	1,233,366	174,129	職員人件費、業務委託費、電算システム費等・標準システム機器更改対応事業に伴う増
保険給付費	833,230,288	814,867,092	18,363,196	療養給付費等
公債費	4,140	5,940	▲ 1,800	一時借入金利子
市町村支出金	239,146	244,551	▲ 5,405	市町村長寿健康増進事業交付金等
償還金及び還付加算金等	37,901	54,201	▲ 16,300	
予備費	2,000	2,000	0	
合計	834,920,970	816,407,150	18,513,820	

医療会計予算の推移(歳入)



医療会計予算の推移(歳出)



平成29年度の主な事業の概要

☆保健事業の充実（保健事業実施計画関連）

■健康診査業務委託事業

《832,901千円》

生活習慣病等の発見の遅れや重症化を防ぐとともに、後期高齢者が自らの健康状態を確認することにより、適切な療養の維持、生活の質の確保等を行うことを基本的な目的とし実施する。

■歯科健康診査業務委託事業

《35,644千円》

口腔機能の低下や肺炎等の疾病の予防、歯周疾患の早期発見による適切な歯科受診へとつなげ、生活の質の低下を防ぐことを目的とし実施する。

■市町村長寿・健康増進事業

《237,946千円》

国の特別調整交付金を財源に、市町村が被保険者の健康づくりを目的として実施する健康教育・健康相談、スポーツクラブ、健康施設等への利用助成及び人間ドック等の費用助成への補助を行う。また、すこやか推進事業として、市町村が行う「がん検診」及び「高齢者インフルエンザ予防接種」に係る費用の一部への補助を行う。

■いきいき健康増進事業

《708千円》

市町村の保健事業の充実と円滑な推進を支援することとし、健診受診率が低い市町村に対し、被保険者の受診機会の確保及び受診率の向上のため、広域連合の職員が訪問して、受診率向上へ向けて助言等を行う。また、道の総合振興局等と地域の健康課題や保健事業推進について意見交換会を開催し、効果的な保健事業の推進のための連携を図る。

☆医療費の適正化

■医療費通知事業

《110,202千円》

被保険者に医療費の額等を通知することにより、自らの健康及び後期高齢者医療制度に対する認識を深めることを目的に実施するとともに、通知書裏面を利用し、被保険者の健康の保持増進に役立つ情報等の提供を行う。

■重複・頻回受診者対策事業

《3,361千円》

本人やその家族に対し必要な保健指導を行い、健康管理への意識の高揚を図り、生活の質の向上と、適正受診を促進する。

■後発医薬品利用差額通知事業

《7,223千円》

被保険者に後発医薬品へ切り替えた場合の自己負担額の差額を、対象者を拡大し通知して、後発医薬品がより安価であることの周知を行い、被保険者及び保険者の医療費負担分の軽減を図る。

☆制度の周知広報

■広域連合広報事業

《35,838千円》

後期高齢者やその家族が本制度に対する理解を深め、安心して制度を利用し必要な医療が受けられるよう、引き続き、制度周知リーフレットの作成・配布や新聞折り込み、ポスターなどの周知広報を実施する。また、HPにより見やすく分かりやすい情報発信を行う。